

世田谷区地域公共交通会議設置要綱

平成 30 年 3 月 28 日

29 世交政第 141 号

(目的)

第 1 条 世田谷区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、及び世田谷区内の道路における旅客の運送のあり方を検討するために設置する。

(所掌事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 世田谷区内の道路における旅客の運送のあり方の検討に関すること。
- (4) 前 3 号のほか、交通会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 世田谷区道路・交通計画部長
- (2) 世田谷区道路・交通計画部交通政策課長
- (3) 世田谷区高齢福祉部長
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 区民
- (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

- (9) 道路管理者
- (1 0) 交通管理者
- (1 1) 学識経験者
- (1 2) その他区長が必要と認める者

2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

3 委員が任期中に、第 1 項第 4 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 1 2 号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 第 1 項第 6 号に掲げる者について、資格要件、選定方法等は、別に定める。

(会長)

第 4 条 交通会議に会長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者をこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 1 0 号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。

4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

6 交通会議の庶務は、道路・交通計画部交通政策課において処理する。

(会議の公開)

第6条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条第1項各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

令和2年度第1回世田谷区地域公共交通会議委員名簿

	要綱第3条で定める構成員	役職	氏名
1	世田谷区	道路・交通計画部長	田中 太樹
2		道路・交通計画部交通政策課長	堂下 明宏
3		高齢福祉部長	長岡 光春
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	島崎 健一
		京王電鉄バス株式会社 運輸営業部乗合事業担当課長	早田 俊介
		小田急バス株式会社運輸計画部課長	小泉 裕樹
		東急バス株式会社 運輸事業部運輸計画部計画課長	原山 大輔
		関東バス株式会社運輸部部長補佐	小川 将和
5	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	依田 修
		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小池 毅
6	区民	世田谷区町会総連合会会長	山野井 崇二
		世田谷区商店街連合会副会長	本杉 香
		公募	小泉 善太郎
		公募	三藤 利雄
		公募	太田 哲夫
7	国土交通省関東運輸局長 又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	堀越 千秋
8	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	大関 巧
		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	久我 恒夫
9	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	山本 裕一
		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	鈴木 義治
		世田谷区土木部長	関根 義和
10	交通管理者	警視庁交通部交通規制課 交通規制担当管理官	蛭坂 隆
		警視庁世田谷警察署交通課長	長岡 孝浩
		警視庁北沢警察署交通課長	左右田 貴広
		警視庁玉川警察署交通課長	斉藤 順紀
		警視庁成城警察署交通課長	工藤 忠雄
11	学識経験者	中央大学研究開発機構准教授	稲垣 具志

(敬称略)

令和2年10月

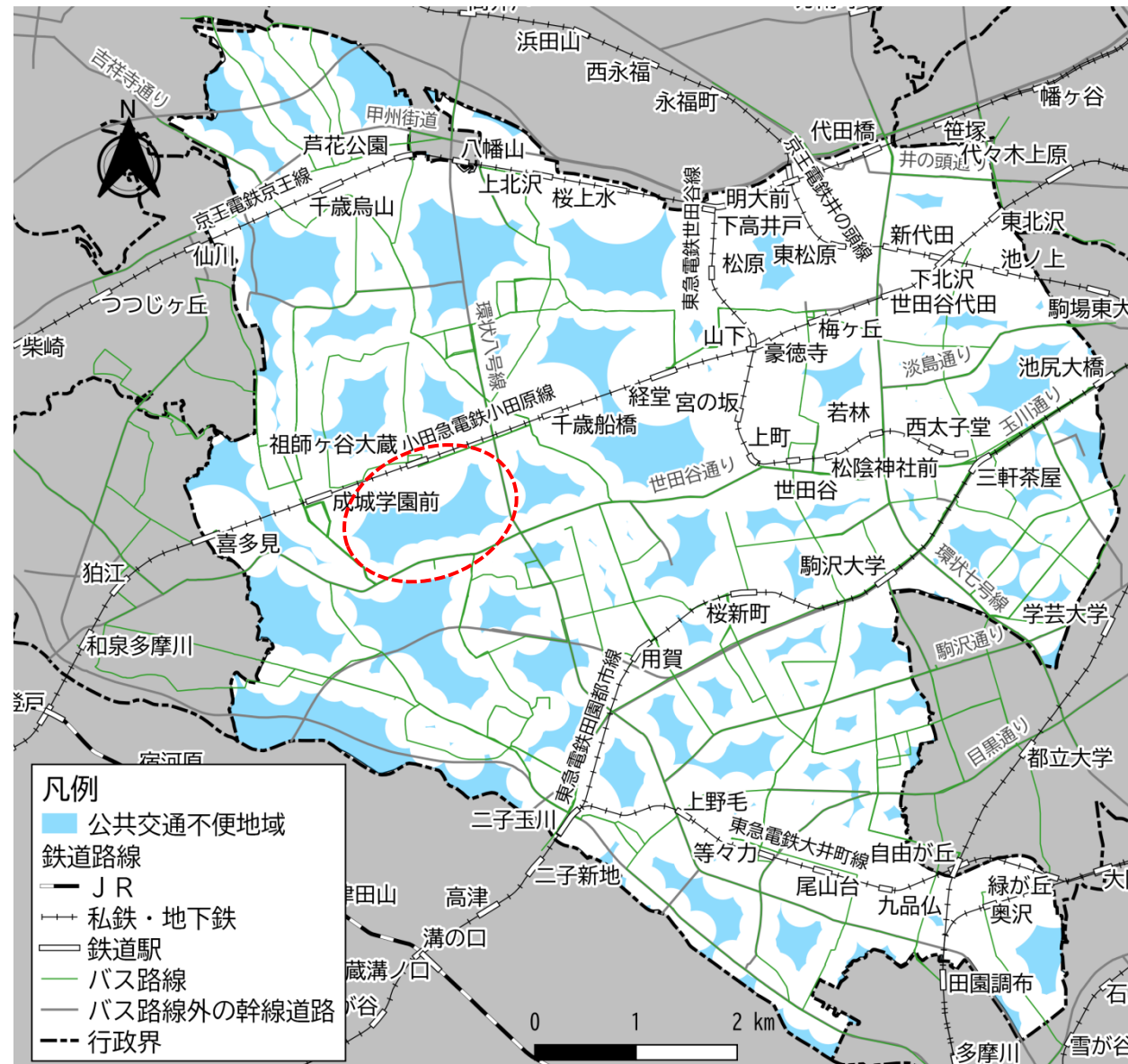
世田谷区の公共交通不便地域対策について（取組み概要）

区内の鉄道は東西方向に発達しており、これを補完する南北方向はバス交通に依存しているが、都市計画道路などの道路整備が進んでいない地域ではバス路線の密度が低く、南北方向の強化が課題である。

鉄道駅やバス停留所から遠い「公共交通不便地域」は、区内の20.2%を占め、特に、区の西側の地域では、東西方向に走る各鉄道路線の間隔が広くなるとともに、バスの通れる道路が少ないことから、公共交通の利便性が低い。

令和2年4月に策定した「世田谷区交通まちづくり基本計画（中間見直し）」では、公共交通不便地域対策を掲げ、区民、交通事業者、交通管理者等と協力、連携し、検討を進めることとしている。

（区内路線バス83路線の内、コミュニティバス10路線）



※公共交通不便地域：バス停留所から200m以上、鉄道駅から500m以上離れている地域

注) 〇は、モデル地区（碓1～8丁目）

図 世田谷区の公共交通不便地域

■検討経過

平成28年度

公共交通不便地域対策調査・検討

- ・世田谷区の公共交通の現状と課題
- ・他自治体の公共交通不便地域対策への取組み調査
- ・課題解決に向けた方針と今後の取組み（中間まとめ）

方向性

- ・高齢社会における日常生活上の移動利便性の向上と地域社会と関わりを持ち多様に活動できる環境づくりの支援
- ・地域住民などが協働して地域の課題を解決し、公共的なサービスを運営していくという新たな住民自治のしくみづくりの推進

取組み

- ①モデル地区でのニーズ調査や導入検討
- ②地域公共交通の検討、導入調整のための組織検討
- ③他の施策との連携やこれまでの取組みの充実による対策の検討

平成29年度

モデル地区（碓1～8丁目）での地域住民と連携した対策の調査・検討

- ・道路現況調査（道路幅員、通行規制など）
- ・地域住民との勉強会（3回実施：運行ルート案の検討など）
- ・アンケート調査（1回実施：日常の状況等の把握）
- ・地域公共交通の導入調整のための組織検討

平成30年度

モデル地区での実証運行に向けた検討

- ・地域住民との勉強会（3回実施）
- ・アンケート調査（1回実施：運行計画案の需要調査）
- ・地域の協議会設立（準備会1回、協議会2回実施）
- ・運行計画（案）の取りまとめ
- ・世田谷区地域公共交通会議の開催（2回実施）

令和元年度

モデル地区での実証運行に向けた検討

- ・交通管理者からの指摘（通学路の安全対策）を踏まえた運行形態の再検討
- ・地域住民との勉強会（1回実施）、地域の協議会（2回実施）
- ・世田谷区地域公共交通会議の開催（1回実施）

新たな公共交通不便地域対策の導入について（区の支援の方向性）

- ・重点検討地域の設定（10地域）
- ・ワゴン車を活用した定時定路線型への公費負担（一定の基準のもと上限750万円の補助）

【区議会のご意見等を踏まえ、今後の進め方の変更】

新たな公共交通不便地域対策については、実証運行に向けて検討が進んでいる碓モデル地区の取組み状況や、定時定路線型以外の交通手段の分析・検討用等を踏まえたうえで、令和4年度に総合的に判断する。

令和2年度

モデル地区での実証運行に向けた検討

- ・アンケート調査（運行計画案の需要調査）